

八街市議会会派規程

(目的)

第1条 この規程は、市議会内における会派の組織及び事務の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「会派」とは、議員2人以上により結成されたものをいう。

2 八街市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号）第2条第1項に規定する会派のうち所属議員が1人のものは、第5条の規定を除き、この規程の適用を受けないものとする。

(名称)

第3条 会派には、固有の名称を付さなければならない。

(代表者及び経理責任者)

第4条 会派には、代表者及び経理責任者を置かななければならない。

(重複所属の禁止)

第5条 議員は、2以上の会派に同時に所属することはできない。

(結成の届出)

第6条 会派が結成されたときは、当該会派の代表者は、会派結成届（別記様式第1号）により議長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第7条 会派の代表者は、会派の名称及び代表者の変更若しくは所属議員の加入、脱退又は除名があったときは、会派変更届（別記様式第2号）により議長に届け出なければならない。

(解散の届出)

第8条 会派の代表者は、会派を解散したときは、会派解散届（別記様式第3号）により議長に届け出なければならない。ただし、議員の任期の満了又は議会の解散に伴って会派を解散したときは、この限りではない。

附 則

この規程は、平成15年9月16日から施行する。

附 則（平成25年4月19日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の八街市議会会派規程第2条第2項の規定は、平成25年3月1日から適用する。

様式3号(第8条)

年 月 日

八街市議会議長 様

会派の名称

代表者氏名

印

会派解散届

下記のとおり会派を解散したので、八街市議会会派規程第8条の規定により届け出ます。

記

1 会派の名称

2 解散年月日 年 月 日